

平成 26・27 年度  
岩手県生涯学習審議会・岩手県社会教育委員会議における協議のまとめ

# 本県における社会教育の今日的役割 に関する提言

平成 28 年 3 月

岩手県生涯学習審議会・岩手県社会教育委員会議



## —目 次—

はじめに	1
1 地域コミュニティを取り巻く状況	2
2 本県における社会教育施設等の現状と課題	2
(1) 公民館や市民センター等を取り巻く現状と課題	
(2) 公民館で行われる事業等に関する現状と課題	
(3) 公民館や市民センター等の社会教育施設職員を取り巻く現状と課題	
(4) 公民館や市民センター等の社会教育施設等における連携状況と課題	
3 今後の社会教育の方向性	5
～絆づくりと活力あるコミュニティの形成に係る拠点づくりに向けて～	
(1) 公民館や市民センター等における事業内容の充実	
(2) 社会教育に求められる人材の育成	
(3) つながりを深めるネットワークの形成	
巻末資料	9
・新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について	
・新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について	
・求められる地域コミュニティ	
・岩手の未来を拓く3つの視点	
・岩手の教育振興の考え方	
・本県における社会教育関係職員関係事業	
・協議の経過	
・委員名簿	

はじめに

社会教育は、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、人々の教養の向上、健康の増進等を図り、人と人とのつながりをつくる役割を果たしている。これに加え、現代的・社会的な課題に関する学習など、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識を高め、地域住民一人一人が当事者意識を持って能動的に行動（「自助」）するために必要な知識・技術を習得できるようにするとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践（「互助・共助」）に結びつけることが求められている。

そして、このような社会教育の役割を果たすため、公民館等の社会教育施設が設置され、そこでは地域住民の学習ニーズに応え、地域住民間の絆を築く活動が行われるとともに、各地のコミュニティの形成にも寄与することで社会教育が地域づくりの中核を担ってきた。

本県においても、戦後の社会教育法制定後、青年団による地域活動や婦人会による生活向上運動、PTAや子供会による健全育成運動等が地域を舞台に取組まれる中、公民館の整備が進み社会教育の充実が図られてきた。そして、昭和37年には、「地域の共通課題という主導目標を核に社会教育全体の総合化」が提案され、その考えは昭和39年に策定された「教育振興基本計画」の中に生涯教育構想として具現化された。その後、昭和40年代には、「社会教育の再展開」及び「生涯学習体制の整備充実」を打ち出し、社会教育事業の推進体制を整備し、県民の自主的主体的な学習活動の支援を推進してきた。特に、本県独自の教育運動として推進している教育振興運動は、地域の教育課題を掘り起こすとともに共有化を図り、課題解決に向けて実践的主体的に取組むものであり、社会教育の理念を基盤として50年以上にわたり取組まれている。

しかしながら、近年、社会を取り巻く環境の変化や東日本大震災津波からの復興など、新たな課題への対応のため地域コミュニティの再構築が求められている。特に、大震災津波により顕在化した地域課題は、被災地以外の地域においても潜在している共通の課題と考えられる。

こうした現状を踏まえながら、岩手県生涯学習審議会及び社会教育委員会議は、平成26・27年度の2年間にわたり「社会教育の今日的役割～絆づくりと活力あるコミュニティの形成に係る拠点づくりに向けて～」をテーマに協議を進めてきたところであり、このたび、これまでの協議を踏まえ、提言という形にまとめた。

本提言を社会教育の推進のためのヒントとして受け止めていただき、本県社会教育の充実、さらには、ふるさと振興、地域活性化につながることを期待したい。

## 1 地域コミュニティを取り巻く状況

- (1) 都市化・過疎化や家族形態の変容、人口減少や少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化により、地域社会における人間関係の希薄化、孤立化が指摘され、地域コミュニティの機能低下や衰退が危惧されている。
- (2) 自治会、町内会、婦人会、青年団等の地縁組織等の従来の地域コミュニティは、住民と行政をつなぎ、生活に関する相互扶助、伝統文化の維持、地域課題の解決などの機能を担ってきた。しかし、社会の変化に伴い、人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化し、若い世代の加入率が低下するなど、地縁組織による地域コミュニティの機能が低下傾向にある。また、リーダーの高齢化や後継者不足などが課題となっている。
- (3) 東日本大震災津波の被災からの生活再建や地域の街並み復興に向けて、インフラの整備とともに、地域コミュニティの再生が求められている。その一方で、個々人が他者と協働しながら主体的に地域づくりに貢献していこうとする動きや、NPO、ボランティア団体など、同じ目的やテーマのもとで活動を行う目的や志を縁とした新しい形の地域づくり団体の活動が活発化してきている。

## 2 本県における社会教育施設等の現状と課題

### (1) 公民館や市民センター等を取り巻く現状と課題

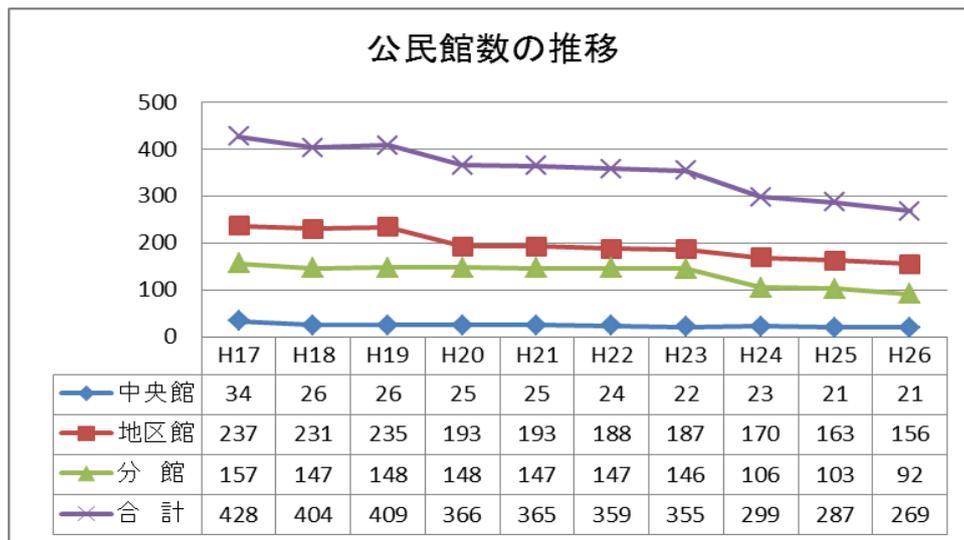
社会教育施設の代表である公民館は、地域住民に最も近い社会教育施設であり、年代、世代、立場を問わず誰でも、気軽に集い、学び合うことのできる大切な地域の拠点である。また、公民館に集い、学び合うことにより、自分自身も豊かになり成就感を享受することができる人間教育の場であると同時に、地域住民を結ぶ心の居場所である。

本県の公民館数（中央館、地区館、分館の合計）の推移を見てみると、直近10年間で428施設から269施設と159施設減少している。減少している主な理由としては、市町村において、生涯学習行政を首長部局で一元化するとともに、公民館を市民センター等として設置形態を変更したものである。

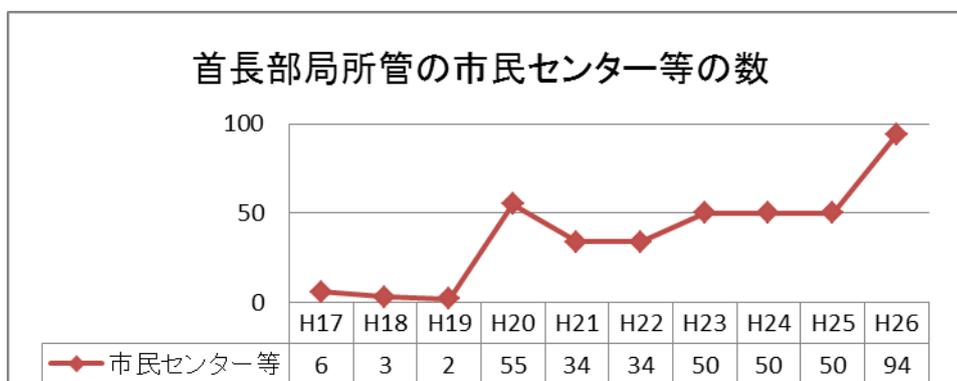
生涯学習行政を首長部局で一元化する理由としては、まちづくりと学びを連動させて、生涯学習を全庁体制で効果的に推進するなど、各自治体が抱える課題に対応したものである。

公民館については、生涯学習行政の一元化に伴い、市民センターやコミュニティセンター等として位置付けられ、公民館類似施設に分類されるようになったが、条例においては生涯学習や社会教育を行う施設として規定されてもおり、設置目的に大きな変更はない。

このことから、公民館や市民センター等においても、生涯学習や社会教育の推進を目的とする施設として、学びを通じた地域づくりを推進するとともに、人材育成等の拠点としての役割を果たしていく必要がある。



(岩手県社会教育基本調査 公民館台帳調査 単位：館)



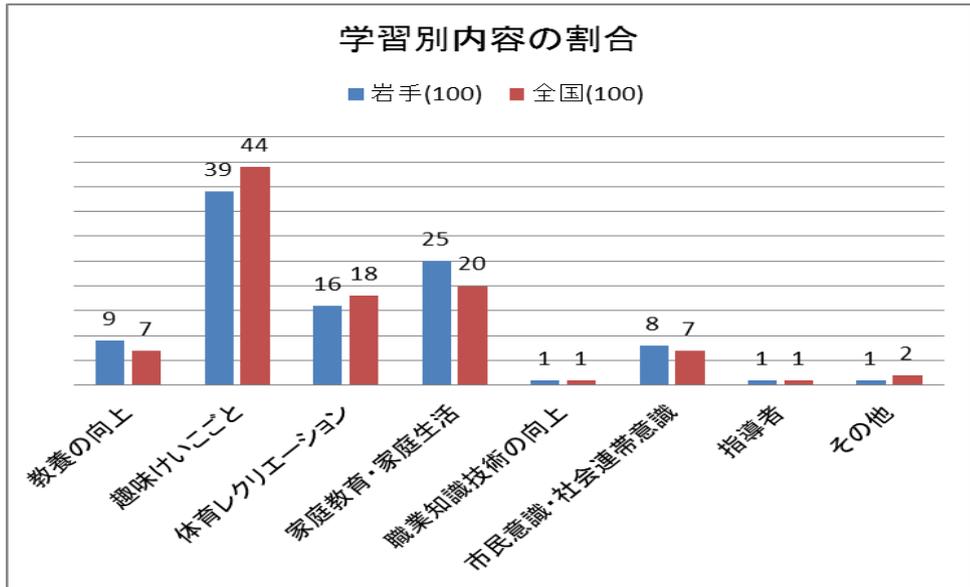
(岩手県社会教育基本調査 公民館台帳調査 単位：館)

## (2) 公民館で行われる事業等に関する現状と課題

社会教育は、本来、自己教育力の育成、自治能力の向上、コミュニティの形成を目指すものであり、地域づくり（＝地域コミュニティの形成）は、社会教育の担うべき重要な役割の一つである。この考えの下、公民館は、地域住民のために、実生活に即した各種事業を行うことを通して、教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されている。また、市民センター等においても同様な機能が求められる。

公民館の学級・講座においては、多様な学びの機会が提供されているが、本県、全国とも趣味・教養的な内容の講座の割合が半数を占めており、地域づくりに関する講座の割合は1割に満たない現状である。

趣味・教養的講座は、学習者の自己実現を図り、自らの生活に潤いを持たせる意味で有意義な学習であるが、公民館本来の役割を考えると、地域課題や生活課題、現代的課題等の必要課題に対応した学びの機会が少ないことが課題である。



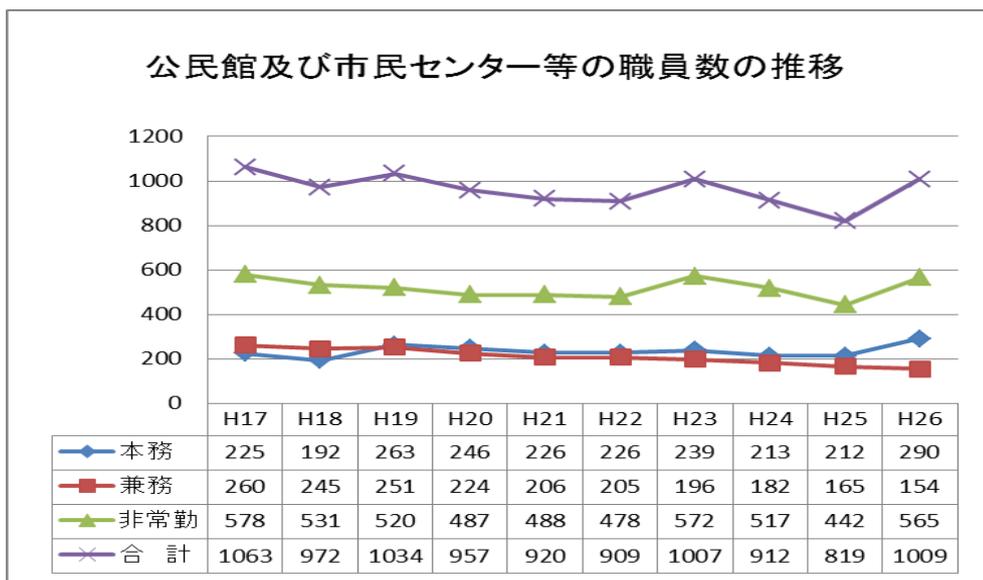
(平成 23 年度社会教育調査より 単位：%)

### (3) 公民館や市民センター等の社会教育施設職員等を取り巻く現状と課題

「公民館の設置及び運営に関する基準」において、公民館には、社会教育に関する識見と経験や、公民館事業に関する専門的な知識と技能を有した職員を置くように努めることとされている。

本県の公民館や市民センター等における職員総数の推移は横ばい傾向にあるが、職種別では非常勤職員が半数以上を占めている。

公民館や市民センター等の充実のためには、適正な職員の配置とともに、職員の異動や非常勤職員の割合が高くなることにより、継続的な事業の実施に支障をきたさないよう、職員の資質や能力の向上を図ることが必要であり、そのための研修機会や研修内容の充実が課題である。



(岩手県社会教育基本調査 公民館台帳調査 単位：人)

#### (4) 公民館や市民センター等の社会教育施設等における連携状況と課題

公民館や市民センター等が地域コミュニティの拠点となるためには、地域住民、関係機関・団体、行政機関等が相互につながりをつくることのできる場でなければならない。

平成 20 年 2 月に中央教育審議会から答申された「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」において、これからの生涯学習・社会教育行政に求められることとして、ネットワーク型の社会教育行政の推進が挙げられており、社会教育施設と学校や地域の関係機関・団体との連携の強化が求められている。

公民館や市民センター等においては、社会教育関係団体の登録や使用料の減免等を行い、団体の活動に積極的に支援する体制づくりが、さらに必要になってくる。

東日本大震災津波からの復興に邁進している本県においては、とりわけ関係機関や NPO 団体等との連携・協働は重要であり、その活動が活性化してきている。今後も、このような連携・協働を一層推進するためには、公民館や市民センター等の職員が地域課題を把握し、関係団体のパートナーとなって同じ目的に向かって取り組むことが大切である。

社会教育主事は、社会教育行政の中核を担う職員として、地域の多様な人材が学習成果を生かして活躍できる場を設けたり、生涯学習を振興する施設や機関を支援したり、社会教育実践や地域づくりに携わる各種団体や組織のネットワーク化を図ったりするなどの役割を担っている。

地域の多様な人、施設、関係機関・団体等を結び、学びを通じた地域づくりを推進し、ネットワーク型の社会教育行政を実現するため、社会教育主事の果たす役割は大きく、その中でも市町村における社会教育主事の重要性は高まっている。

### 3 今後の社会教育の方向性

～絆づくりと活力あるコミュニティの形成に係る拠点づくりに向けて～

前述の本県社会教育施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、地域のコミュニティづくりにおける社会教育の役割として、「事業内容の充実」、「人材の育成」、「ネットワークの形成」の三つの観点から、今後の本県における社会教育の方向性を整理する。

#### (1) 公民館や市民センター等における事業内容の充実

○ 幅広い年代、多くの地域住民が公民館や市民センター等の社会教育施設に集い、学び、つながることができるように、地域課題に即した事業内容の工夫や充実を図る。

文部科学省においては、平成26年度から、「優良公民館表彰」において、市民センター等の公民館類似施設についても表彰の対象としている。このように、国においても、生涯学習や社会教育に関する事業内容を重視する方向へ転換を図っていることから、公民館や市民センター等の設置形態に関わらず、生涯学習や社会教育事業の内容の充実を図ることが必要である。

公民館は、学びを通じた地域づくりの拠点として、地域住民の実生活に即した地域課題や生活課題、現代的課題に関する学習機会の提供を行うとともに、その学びの成果を具体的な実践活動や地域づくりに結びつける事業の充実を図ることが求められる。

また、事業内容の充実を通じて幅広い年代や世代、子供からお年寄り、障がいがある人など様々な個性やニーズをもった多くの地域の人が集い、学び、つながることで、一層充実したコミュニティの形成が図られる。

各地域において抱える課題は様々であるが、例えば、子育てしやすい地域づくりが課題であれば、幼児対象の行事を開催し、若い世代の親が集まる機会を作り、公民館や市民センター等を家庭教育・子育て支援の拠点として活動の場を広げることも考えられる。

また、子供の健全育成が課題であれば、子供たちにとって、いつでも気軽に利用できる場、学校とは異なる友人や地域の大人との交流の場として、公民館や市民センター等が多様なつながりを作り出す拠点となることが考えられる。

さらには、公民館や市民センター等に、日常的に足を運ぶ地域住民が少ないことが課題であれば、公民館や市民センター等が防災施設の視点から地域コミュニティの核となり地域ぐるみの防災教育を行うことも考えられる。東日本大震災津波の経験から、防災施設の重要性や防災教育の大切さを地域住民全体で考え、目的意識を共有し実践していくことの必要性が再認識されており、このような取組を行うことは重要である。

個々の事業内容の充実と併せて、学習成果を地域に還元する視点も重要であり、例えば、大人が学んだ成果を子供に教える場を設定するなど、各種の事業を連携させ、全体として効果的なプログラムを構築することが求められる。特に、少子高齢化が課題となっている本県においては、この課題を逆手にとり、子供を見守り、支援する高齢者がたくさんいるという視点に立ち、高齢者の社会参画を推進する工夫も必要である。

このような取組を推進するためには、地域の課題の掘り起しや課題解決に向けた事業を企画する必要があるが、県内の各施設の取組が充実するよう県においては、研修機会や研修内容の充実、先進的・特徴的な事例の収集及び提供等の支援が必要である。また、県の社会教育主事が市町村各地域の現状を把握し、地域の課題解決のための指導支援や相談体制の充実を図ることが必要である。

## (2) 社会教育に求められる人材の育成

- 学びと地域づくりの視点から、社会教育関係職員等に対する研修機会と研修内容の充実を図る。
- 東日本大震災津波からの復興や新たな地域コミュニティの創造に向け、地域のリーダーとなる人材の育成を図るとともに支援団体やIターン・Uターン等の新たな人材の確保を図る。

公民館や市民センター等が、地域全体の教育力の向上を図り、学びを通じた地域づくりの拠点となるためには、適切に職員を配置し、地域住民の主体的な学習支援を行うとともに、地域として必要な課題解決に向けた学習の場を充実することが重要である。

このような学びを通じた地域づくりには、社会教育主事が中心となり、地域課題の掘り起こしや課題解決に関する学びの場をコーディネートしながら設定し、地域住民の主体的な活動や運動等の実践を支援することが求められる。また、住民主体の協働による地域づくりを推進するにあっては、より多くの人を巻き込むことができる人材の存在が鍵であり、取組のキーパーソンをリーダーとして養成することが重要である。

このような社会教育を担う人材の育成は、中長期的に取り組む必要があり、継続的に事業を実施していくためには、職員に対する研修機会の充実が重要である。

東日本大震災津波からの復興や地域コミュニティの創造を図るうえで、新たな人材の確保や育成も重要である。各支援団体やIターン・Uターンなどの新たな人材を地域に取り込み、地域住民との連携・協働のもと主体的な活動の展開を図ることが大切である。

このことから、市町村においては、公民館や市民センター等の職員の資質や能力の向上を図るための研修機会の充実に努めることが望ましい。また、県においては、全県的又は広域的な課題に対する研修機会と研修内容の充実に努める必要がある。

## (3) つながりを深めるネットワークの形成

- 学校や社会教育施設、社会教育関係団体、NPO 団体等との連携・協働による社会教育の推進を図る。

地域づくりは、地域で交流する活動等を通して、地域住民が主体となって実現することが理想である。また、人と人のつながりを生かし、明確な目的に向かって、できることを少しずつ続け、そこに生まれる人と人との信頼関係を基礎としたソーシャル・キャピタル（社会関係資本）をより豊かにすることで、地域の絆は深まっていくものである。

社会教育関係団体や NPO 団体等との連携・協働を推進していくうえで、公民館や市民センター等が中核となり、目的を共有し、同じ目標に向かって取り組むことが重要である。

また、平成 27 年 12 月に中央教育審議会から答申された「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」において、これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、「地域とともにある学校への転換」、「子供も大人も学び合い育ちあう教育体制の構築」、「学校を核とした地域づくり」が挙げられている。

この中央教育審議会の答申のとおり、一つの視点として、学校が地域の核となることが考えられる。若者や子供を含めた地域づくりを行うことは大切な視点であることから、学校や社会教育施設、地域の関係機関・団体がネットワークを構築して、地域コミュニティの拠点となることが求められる。

東日本大震災津波からの復興については、学びを通じた地域づくりの拠点となる社会教育施設の復旧が不可欠である。特にも沿岸被災地市町村の復興の推進状況を踏まえ、国の公立社会教育施設災害復旧事業を活用するとともに、関係機関・団体等との連携による地域コミュニティの再生等、ハード事業とソフト事業両面からの継続的な支援を行う必要がある。

一方、本県独自の教育運動である教育振興運動や学校支援地域本部事業、子供会等、既存の組織と連携するなど、その地域の実情に応じて柔軟にネットワークを構築していくことが大切である。

このような各施設や関係機関・団体のネットワーク化を図るためには、市町村の社会教育主事をはじめとした社会教育関係職員が積極的に地域に足を運び、地域のニーズや現状・課題を把握しながら、コーディネートすることが望まれる。

このような体制を全県的に整備するため、県の社会教育主事は、市町村の社会教育主事等を積極的に支援し、地域の核となる人材の育成やネットワーク化を図ることが必要である。

## 【巻末資料】

# 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方 と今後の推進方策について（平成27年12月中央教育審議会答申のポイントより 抜粋）

### 第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

#### <教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に関わった教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

#### <これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

##### 地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

##### 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

##### 学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

### 第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

#### <これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

##### (コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆ 学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆ **現行の学校運営協議会の機能**（校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見）は引き続き備えることとした上で、**教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組み**を検討。
- ◆ 学校運営協議会において、**学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組み**とする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、**学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み**とする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、**複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み**とする必要。

##### (制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、**地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される。
- ◆ このため、**全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき**であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を動機しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付け**を検討。

#### <コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆ 国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、**財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要**。
  - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
  - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
  - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
  - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
  - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
  - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆ 都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆ 市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

### 第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

#### <地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆ 地域と学校がパートナーとして、**共に子供を育て、共に地域を創る**という理念に立ち、**地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくる**ことが必要。
- ◆ 地域と学校が**連携・協働**して、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動**を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。
- ◆ 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す**新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展**させていくことが必要。
- ◆ 地域学校協働本部には、①**コーディネート機能**、②**多様な活動**（より多くの地域住民の参画）、③**持続的な活動の3要素が必須**。

**地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す**

- ◆ 都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、**地域学校協働活動を積極的に推進**。国はそれを総合的に支援。
- ◆ 地域住民や学校との連絡調整を行う「**地域コーディネーター**」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「**統括的なコーディネーター**」の**配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要**。

#### <地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆ 国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、**制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要**。
  - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
  - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
  - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆ 都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- ◆ 市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

### 第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆ コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が**相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要**であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

## 新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について

### 第1部 今後の生涯学習の振興方策について

#### 3. 目指すべき施策の方向性（平成20年2月中央審議会より 抜粋）

##### ③連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

- 地域における教育力向上を図る上で、行政がその調整役となり、関係者が連携をし、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークを構築することにより、個別の課題に関係する地域の人々が目標を共有化した上で連携・協力し、課題解決等を図っていくことは有効である。
- そのようなネットワーク型行政の推進は、これまでの個別の社会教育施設等において提供してきた行政サービスの在り方を大きく見直すものであり、従来のサービスをより柔軟・機動的にそれを必要としている者等に行き届くようきめ細かい対応をすることが可能となり、今後は、地域社会の住民等のニーズに応じて、このようなネットワークを活用し、必要とされる場所に積極的に出向いていく行政を推進することが期待される。

## 求められる地域コミュニティ

### ◇新しい社会システム（第2期教育振興基本計画より 抜粋）

- ① 今後は、「自助」を基調としつつも、人々が主体的に社会参画し社会全体で支え合う「互助・共助」の在り方が一層重要になり、これらが困難な場合に「公助」が必要となる。すなわち、一人一人の自立した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる柔軟な社会を目指していく必要がある。
- ② その鍵を握るのは、社会を構成する個人・集団・社会総体としての知識・知恵・意欲の量と質にほかならない。国内的にも、国際的にも、知が社会・経済を駆動する知識基盤社会が本格的に到来する中にあるには、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図ることが必要となる。そのためには、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習を構築する必要がある。
- ③ 以上を踏まえ、以下の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を旗印とする。

【自立】一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会

【協働】個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

【創造】これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

## ◇絆づくりと活力あるコミュニティの形成（第2期教育振興基本計画より 抜粋）

### ① 人のつながりや支え合いの重要性

(ア) 持続可能で活力ある社会は、個々人の能力を高めることのみならず、多様なコミュニティにおける様々な人々のつながりや支え合い（社会関係資本）を形成することにより実現されるものである。また、様々な人々とのかかわりの中で、個人の社会性などが培われ、様々なアイデアが創出される。そして、その支え合いの営みがより高次の社会への発展を促す。

(イ) 東日本大震災の被災地においては、学校と地域住民が連携した取り組みを進めている地域では避難所運営が円滑に進められるなど、日頃より存在するコミュニティにおけるつながりや支え合いの重要性が際立ったところであり、学校と地域住民の連携・協力をはじめとして、学びを通じたコミュニティの形成をより積極的に進める必要がある。

### ② 自立したコミュニティによる地域課題の解決の重要性

(ア) 地域社会の抱える課題を、その地域のコミュニティにおいて解決していくためには、現役世代から高齢者に至るまで、コミュニティを構成するあらゆる者が「互助・共助」の理念の下で協働して課題に取り組んで行くことが重要である。

(イ) その際、超高齢社会の到来を踏まえれば、特に、人生の第2ステージを歩もうとする人々が、その経験や知識・技能を、コミュニティへの積極的な参画により、次世代育成支援や地域課題の解決等の社会貢献に生かしていくことが求められる。

(ウ) また、多様化する家庭が様々な課題を抱え孤立しがちな社会状況や、生活の有りようが変化し生活の中で自然に行われる教育的な営みが難しくなっている状況を踏まえ、多様な主体や世代が関わり合う社会を実現し、子どもの育ちや家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくりが求められる。

### ③ 「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環システム

(ア) このような視点に立ち、学習活動を通じて「社会が人を育み、人が社会をつくる」という好循環に向けたシステムを目指す。

(イ) すなわち、世代や立場などが異なる様々な人が集まる地域コミュニティが教育の基礎であることはもとより、教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべきことを踏まえ、例えば、以下の点を重点とすることとする。

- ・学校や公民館等を地域コミュニティの拠点として位置付け、保護者や地域住民などの多様な人々が集い、学習することなどを通じ多様な主体によるネットワークを構築し、絆をつくり上げていくこと。また、このような観点から、社会教育行政の再構築を図ること。

- ・学校教育のみでは培うことが難しい「社会を生き抜く力」を養い、当事者意識を持った地域づくりの担い手を育成する観点から、コミュニティの人々が現代的・社会的課題について共に学習し、その成果を実践につなげていけるような機会を提供すること。

#### ④ 多様なコミュニティへの配慮

- ・いわゆる地縁組織などによるコミュニティだけではなく、地域外のNPO・企業・大学なども含めた様々な主体との関わりを深めていくことも重要である。これを通じて、多様なバックグラウンドを有する人々の協働が促進され、新たな価値の創造につながるものと考えられる。

### 岩手の未来を拓く3つの視点（いわて県民計画より）

私たちを取り巻く大きな潮流となっているグローバル化に対応するためには、岩手らしさを見失うことなく、主体的に世界に通用する地域の独自性を発揮していくことが重要です。

岩手は、豊かな自然や社会環境など、地域色豊かな独自の価値にあふれており、これを岩手ならではの「ゆたかさ」として、守り、はぐくんでいかなければなりません。

また、その価値は、相互の信頼関係に基づき人と人、人と地域などの「つながり」をはぐくみ、お互いの足りない部分を補完し合い、相乗効果を発揮していくことによって、さらに高まっていきます。

同時に、このような価値は、それを守り、はぐくみ、受け継いでいく「ひと」が育たなければ失われてしまいます。世界の中の岩手を意識しながら、地域に根ざした価値を創り・高め、これを産業や地域づくりに生かしていく「ひと」。価値に共鳴する「ひと」、価値を受け継ぐ「ひと」をはぐくんでいかなければなりません。

以上のように、岩手の未来を拓いていくためには、「ゆたかさ」「つながり」「ひと」をはぐくんでいくことが重要と考えます。

### 岩手の教育振興の考え方（岩手の教育振興より）

グローバル化や人口減少・少子高齢化が進む中であっても、岩手らしさを見失うことなく、主体的に世界に通用する地域の独自性を発揮していくことが重要であり、人と人、人と地域の「つながり」を大切にしながら、豊かな自然、社会環境など地域色豊かな独自の価値を「ゆたかさ」として守り、はぐくんでいかなければなりません。

その価値を守り、育て、受け継いでいく「ひとづくり」を進めていくため、「岩手の教育振興」では、『みんなではぐくむ学びの場いわて』を教育振興の理念として掲げ、県民、教育関係者、行政が一体となって取り組んでいきます。

## 本県における社会教育関係職員関連事業

### 【資質向上研修】 県立生涯学習推進センター主管【H28 事業（予定）】

内 容	主な対象
○新任社会教育関係職員研修講座 ※新任職員として身につけたい生涯学習に関する基本的知識や技能に関する研修	関係新任職員
○社会教育指導員・地域づくり関係職員研修講座 ※社会教育指導員等としての職務、各分野における専門的事項に関する研修	社会教育指導員、地域づくり関係職員等
○センター・公民館職員等研修講座 ※市民（地区）センター職員及び公民館職員の社会教育に係わるスキルアップを図るために地域に出向いて行う研修	市民（地区）センター職員、公民館職員等
○センター長・公民館長・主管課長等セミナー ※市民（地区）センター長・公民館長・主管課長等を対象として行う研修	市民（地区）センター長、公民館長、主管課長等

### 【連携推進】

※各種会議を通して、共通理解を図り、連携体制の構築等を図る。

内 容	主 管
○県社会教育主事等会議（年2～3回）	生涯学習文化課
○県社会教育主事等連絡会議（通年）	生涯学習文化課
○都市社会教育主管課長会議	会場地市教育委員会
○教育事務所管内主管課長会議（通年）	各教育事務所
○教育事務所管内市町村担当者会議（通年）	各教育事務所

## 協議の経過

会 議	協 議 項 目
第1回 平成26年7月	①協議計画の検討 ②現状認識及び今後の調査・把握したい関連事項について
第2回 平成27年2月	①本県の「社会教育・公民館等」の状況について ②その他、関連事項の実情について
第3回 平成27年7月	①市町村等の状況及び特色ある事例について ②今後の施策に関する提言について（検討）
第4回 平成28年2月	①今後の施策に関する提言について（とりまとめ）

## 岩手県生涯学習審議会委員・岩手県社会教育委員 名簿

〈任期：平成26年7月1日から平成28年6月30日〉

	氏 名	所 属 等
1	泉 田 将 治	前岩手県青年団体協議会長
2	及 川 求	岩手県立盛岡となん支援学校長
3	大 橋 清 司	岩手県社会教育連絡協議会長
4	金 谷 茂	一般社団法人岩手県PTA連合会長
5	菊 池 豊	公募委員
6	小 菅 正 晴	一関市教育委員会教育長
7	齊 藤 肇	財団法人滝沢市体育協会総務係長兼事業係長
8	佐 賀 敏 子 (平成26年7月1日～ 平成27年6月30日)	盛岡市立杜陵小学校長
9	瀬 川 愛 子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会長
10	高 橋 聡	岩手県立大学社会福祉学部教授
11	田 口 博 子	岩手県弦楽研究会会員
12	土 川 敦	岩手県立盛岡第二高等学校長
13	恒 川 かおり	特定非営利活動法人未来図書館 主任コーディネーター
14	西 里 真 澄	岩手看護短期大学専攻助産学専攻講師
15	細 川 恵 子	特定非営利活動法人紫波さぷり 理事長
16	村 中 ゆり子 (平成27年7月1日～)	盛岡市立川目小学校長
17	室 井 麗 子	岩手大学教育学部准教授

(五十音順：敬称略、役職等：平成27年度時)

